

# 令和8年度那覇市LRT需要予測検討業務に関する プロポーザル募集要領

令和8年度那覇市LRT需要予測検討業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

## 1 業務概要

### (1) 件名

令和8年度那覇市LRT需要予測検討業務

### (2) 業務の目的

本市では、第5次那覇市総合計画に掲げる「誰もが移動しやすいまちをつくる」施策の推進に向け、「那覇市交通基本計画」、「第二期那覇市総合交通戦略」及び「那覇市地域公共交通計画」を策定してきた。本市ではこれら上位計画に基づき、現在「那覇市LRT整備計画素案（以下「素案」という。）」を作成し、関係機関との協議を進めている。

今般、LRT導入検討の重要な要素となる「第4回沖縄本島中南部都市圏パーソントリップ調査」（以下、第4回PT調査）が令和7年度に完了し、これにより最新かつ詳細な移動実態データが取りまとめられた。

そこで本業務では、当該調査結果を反映し、最新の移動実態に即したLRT需要予測モデルの検討を行うことを目的とする。

### (3) 業務内容

**別紙1「業務内容書」**のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の翌日 から 令和9年3月31日（水）まで

### (5) 発注形態

共同企業体（JV）発注

## 2 見積上限額

62,931,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※なお、企画提案のため上限金額を示したものであり、契約金額ではない。

## 3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

#### 4 参加資格要件

- (1) 参加資格者に共通して求める要件（全ての構成員が該当する。）
  - 1) 共同企業体（JV）であること。
  - 2) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 3) 国土交通大臣の定める建設コンサルタント登録規程に基づく建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門または道路部門）を受けている者であること。
  - 4) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年1月26日助役決裁）第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
  - 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - 6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前からプレゼンテーションの日までの間に不渡り等を生じていない者であること。4）に該当する者を除く。）
  - 7) 本市に本店若しくは支店又は営業所を有する法人の場合、那覇市の市税を滞納していないこと。また、市外又は県外に本店をおく法人の場合、所在する市区町村の税を滞納していないこと。
  - 8) 役員に破産者及び拘禁刑に処せられている者がいないこと。
  - 9) 申請しようとする法人及びその役員並びに個人が、那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
  - 10) 企画提案書等提出時の見積額が見積上限額の範囲内であること。
- (2) 共同企業体にあたっての要件
  - 1) 共同企業体の代表構成員が応募を行うこと。
  - 2) 自主結成方式とする。
  - 3) 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
  - 4) 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (3) 参加者の実績及び管理技術者等の要件（代表構成員を対象とする。）
  - 1) 企業に関する要件
    - ①配置予定技術者については、2）、3）に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務委託に配置できること。
    - ②同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成28年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共

同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上を有さなければならない。

a 同種業務：国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における新たな公共交通システム導入に関する交通需要予測業務

(LRT、BRTなど、新たな公共交通システムの導入可能性調査や基本計画等策定、その他都市圏全体の交通施策の方向性を定めるマスタープランの策定・改訂における四段階推計法による需要予測を含む業務。)

b 類似業務：国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における道路網整備または駅、港、空港等の大規模交通結節点に関する交通需要予測業務。

2) 配置予定技術者の資格に関する要件（代表構成員が以下①②を配置すること。）

①管理技術者

予定技術者は、下記に示す条件を満たす者であり、以下いずれかの資格保有者であること。

[1]技術士(総合技術監理部門「建設：道路又は都市及び地方計画」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]技術士(建設部門：道路又は都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[3]RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

②照査技術者

「①管理技術者」に要する資格と同じ。

3) 配置予定技術者の業務実績に関する要件(代表構成員が以下①②を配置すること。)

①管理技術者

管理技術者は、平成28年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記a若しくはbの実績を1件以上有すること。

再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は、管理技術者又は担当技術者とする。

a 同種業務：5.(3)1)の同種業務と同じ。

b 類似業務：5.(3)1)の類似業務と同じ。

②照査技術者

「①管理技術者」の業務実績に関する要件と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

4) その他

①管理技術者、②照査技術者及び担当技術者は、それぞれ兼任することができない。

また、①管理技術者及び②照査技術者においては、代表構成員と直接的かつ恒常的雇

用関係があること。恒常的な雇用関係とは、プレゼンテーションの日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることを言う。

#### (4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

1) 少なくとも1者は、那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する令和7・8年度の建設工事等入札参加資格者名簿（県内）に登録されている者であること。

#### 2) 業務実績に関する要件

下記に示される業務について、平成28年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、1件以上の実績を有さなければならない。

業務実績：国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における都市交通または都市計画に関する計画策定等業務  
（都市交通マスタープラン、総合交通戦略、地域公共交通計画、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、区域マスタープランなど）

### 5 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 公募の公告及び募集要領の配布
- (2) 参加表明書等の提出
- (3) 参加資格認定の通知
- (4) 企画提案書等の提出
- (5) プレゼンテーションの実施
- (6) 審査結果の通知（優先交渉者の決定）

### 6 参加表明書等の提出

#### (1) 参加表明書の作成

**別紙2「参加表明書等の作成に関する留意事項」**に基づき作成すること。

#### (2) 提出書類

- ア 参加表明書【様式1】※印鑑証明（原本）、納税証明書（写し可）を添付
- イ 会社概要及び会社の業務実績【様式2】※建設コンサルタント登録（通知）を添付
- ウ 業務実施体制【様式3】
- エ 管理・照査技術者の業務実績【様式4】
- オ 配置予定技術者及び会社の業務実績等を証明する書類【任意様式】
- カ 共同企業体資格申請書【様式5】※共同企業体協定書【任意様式】を添付  
（注意事項）
  - ・上記書類をア～カの並びで製本（ファイル等で綴じる）こと。

- ・申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。
- ・提出された書類は、審査目的以外に使用しない。
- ・書類の再提出は、6（4）の提出期限内に限り認める。なお、書類の部分的な差替えは認めない。
- ・1者あたり1申請とする。

(3) 提出部数

正本1部、副本（原本の写し）1部 計2部

(4) 提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年7月23日（木）午後5時15分まで（必着）

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

提出場所：那覇市都市みらい部都市計画課 那覇市役所本庁舎9階

提出方法：持参又は郵送

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた参加表明書は受け付けない。

(5) 参加資格認定通知

通知日：令和8年7月28日（火）

通知方法：応募者全員に通知する。

備考：提案者が5者以上となる場合は、審査要領に基づき、原則として上位4者を提案者として選定する。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の作成

**別紙3「企画提案書等の作成に関する留意事項」**に基づき作成すること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書 **【任意様式】A4**

業務内容書等を参照し、次の a から h の項目順で、項目別に項目名を明記のうえ記載すること。

- 業務実施方針
- 業務スケジュール及び業務フロー
- 業務の実施体制
- 需要予測の条件設定（関係機関との意見交換）
- 需要予測の条件設定（ゾーン設定～LRT利用意向に関する調査の設計）
- 需要予測モデルの検討
- その他効果の整理・検討

h 本業務の完成度を高めるための提案

イ 価格（見積書） **【任意様式】A4**

見積上限額千円の範囲内で本業務の経費に係る見積書を作成する。なお、見積書は消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

ウ 企画提案概要書 **【任意様式】A3**

「ア 企画提案書」及び「イ 価格見積書」に記載された内容を要約し、概要書として作成すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本（原本の写し）12部 計13部

(4) 提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年8月12日（水）午後5時15分まで（必着）

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

提出場所：那覇市都市みらい部都市計画課 本庁舎9階

提出方法：持参又は郵送

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

その他：持参により提出する場合は、事前に事務局に日時を連絡することとし、事務局に対し「ウ 企画提案概要書」により提案内容について説明すること。

郵送による提出の場合は、事務局より電話等で内容について聴取するため、対応可能な者の連絡先等を合わせて送付すること。

## 8 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

提出期限：令和8年7月6日（月）午後5時15分まで

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

提出種類：質問書 **【様式6】**

提出場所：那覇市都市みらい部都市計画課

提出方法：電子メール

※電子メールを送信した場合は、本要領17の問合せ先へ電話連絡すること。

回答方法：ホームページへ掲載

※質問及び回答をとりまとめたうえで、令和8年7月13日（月）までに那覇市都市みらい部都市計画課ホームページに掲載する。

## 9 プレゼンテーションの実施

プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーション審査を実施する。

- (1) 日 時 : 令和8年8月28日(金) 午前10時(予定)  
※変更の場合あり。詳細の日時については、別途通知する。
- (2) 場 所 : 那覇市役所本庁舎10階 1001会議室(予定)  
※変更の場合あり。
- (3) 持ち時間 : 提案書の説明は15分以内、質疑応答は10分以内とする。
- (4) 説明内容 : 提出済みの提案書に沿って説明すること。
- (5) 出席者 : 配置予定の管理技術者及び担当技術者の中から3名以内
- (6) その他 : 説明者は選考された場合に本業務を担当する管理技術者又は担当技術者とする。  
説明は、提出済みの企画提案書のほか、プロジェクター等で投影するスライドショー(パワーポイント等)による説明も可能とするが、事務局から求めがない限り企画提案書に記載のない追加資料は一切認めない。なお、プロジェクター及びスクリーン等については事務局で用意するが、ノートパソコン等の出力機器(HDMI端子対応)は提案者で準備すること。
- (7) 審査順番については、企画提案書等を受け付けた順とする。
- (8) 台風等の天候不良により、当日の参加が困難な場合は、Web会議形式による参加を可能とする。

## 10 審査項目及び審査基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、**別紙4「審査要領」**で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

## 11 優先交渉権者の選定

- (1) 参加表明書、企画提案書及びその他提出書類を元に採点する。
- (2) 採点は、委員毎に点数で順位を決め、以下のとおり優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
- (3) ①順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。  
②上記①において、順位を第1位とした委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。  
③上記②において、順位を第2位とした委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を1位とした委員の当該応募者に係る採点の合計点が最も高い応募者を優先交渉権者とする。  
④上記③においても優先交渉権者が決しない場合は、委員会で協議し決定すること

とする。

⑤公募の結果として応募が1者の場合も審査し、委員会の合意をもって優先交渉権者とする。

⑥上記①から⑤にかかわらず、全委員の評価点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 本要領4の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 審査会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 指定する様式によらない場合。
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限が適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。また、参加表明書において、指定する添付資料に不備がある場合。
- (7) 虚偽の記載がなされた場合。
- (8) 本要領2の「見積上限額」を越える金額で費用内訳書が提案された場合。

## 13 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果通知日 : 令和8年9月4日(金)(予定)
- (2) 通知方法 : 那覇市都市計画課ホームページに、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称と本受注者選定プロポーザルへの応募者数等を掲載する。

## 14 契約締結に向けての協議

- (1) 事務局は、優先交渉権者と協議し、提案された内容を仕様書へ反映するなど調整の上、見積書を徴取し、見積上限額の範囲内で契約する。ただし、第1位の優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と協議し契約を締結するものとする。次点者との協議が整わない場合は、次点者以降との協議を審査会委員の合議により決定する。
- (2) 協議において、必要な範囲内における企画提案書の項目の追加、変更及び削除(以下「追加等」という。)を行ったうえで、本契約の仕様に反映させる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行うものとする。
- (3) 優先交渉権者と協議し、企画提案書の項目に追加等を行った場合は、協議成立後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取するものとする。
- (4) 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議により企画提案書の項目に追加等があった場合は、この限りでない。

## 15 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
質疑応答書の提出期限	令和8年7月6日（月）
質疑に対する回答（市HP掲載）	令和8年7月13日（月）
参加表明書等の提出期限	令和8年7月23日（木）
参加資格審査結果通知日	令和8年7月28日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年8月12日（水）
プレゼンテーション審査日（予定）	令和8年8月28日（金）
審査結果通知日（予定）	令和8年9月4日（金）
契約締結期限日（予定）	令和8年9月24日（木）
業務の履行期間	契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）

## 16 その他

- (1) 市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (3) 提出書類にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提出書類の提出後において、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものであれば、この限りではない。
- (5) 提出書類は選定結果に関わらず、返却しない。
- (6) 提出された提出書類の著作権は応募者に帰属するが、那覇情報公開条例に基づく公開請求により公表する場合がある。
- (7) 提出書類及び本審査委員会において提出された資料等は、選定を行う作業や議会報告等に必要の場合には、応募者に承諾なく、無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (9) 本審査に関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (10) 本業務については発注者の都合により、延期または取りやめる場合がある。その場合は、ホームページへ掲載もしくは参加表明者等へ通知する。

## 17 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎9階  
那覇市 都市みらい部 都市計画課 交通・LRT推進室  
担当者： 與儀（竜）、與儀（謹）、上原  
電 話： 098-951-3246（直通）  
e-mail： T-TOSI001@city.naha.lg.jp